

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 1083-1 : <u>2026</u></p> <p style="text-align: center;">製材—第1部：一般要求事項 Sawn Lumber — Part 1 : General requirements</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 造作用製材の表示</p> <p>6.1.1 表示事項</p> <p>造作用製材の表示事項については、次による。</p> <p>a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称</p> <p>b) <u>a) 2)</u>を格付の表示から省略する場合にあっては、品名を表示しなければならない。</p> <p>c) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、<u>a)及び b)</u>に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。</p> <p>d) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、<u>a)～c)</u>に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。</p> <p>e) 束に表示する場合にあっては、<u>a)～d)</u>に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。</p> <p>6.1.2 表示の方法</p> <p>6.1.2.1 事項の表示</p> <p><u>6.1.1 a)～d)</u>に掲げる事項の表示は、次による。</p> <p>a)～c) （略）</p> <p>d) <u>製造業者等の氏名又は名称</u> 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字の後に輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。</p> <p>e) <u>品名</u> “造作用製材”又は“造作材”と記載しなければならない。</p> <p>f)・g) （略）</p> <p>6.1.2.2 事項の表示箇所</p> <p>6.1.1の表示は、各本、各枚又は各束の、見やすい箇所に明瞭に<u>示さなければならない。</u></p> <p>6.1.3 表示禁止事項</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 1083-1 : <u>2025</u></p> <p style="text-align: center;">製材—第1部：一般要求事項 Sawn Lumber — Part 1 : General requirements</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 造作用製材の表示</p> <p>6.1.1 表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称<u>その他製造業者又は販売業者を表す文字</u></p> <p>(新設)</p> <p>b) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、<u>6.1.1 a)</u>に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。</p> <p>c) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、<u>6.1.1 a)及び 6.1.1 b)</u>に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。</p> <p>d) 束に表示する場合にあっては、<u>6.1.1 a)～6.1.1 c)</u>に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。</p> <p>6.1.2 表示の方法</p> <p>6.1.2.1 事項の表示</p> <p><u>6.1.1 a) 1)～3)、 6.1.1 b)及び 6.1.1 c)</u>に掲げる事項の表示は、次による。</p> <p>a)～c) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>d)・e) （略）</p> <p>6.1.2.2 事項の表示箇所</p> <p>6.1.1に規定する事項は、各本、各枚又は各束に見やすい箇所に明瞭に<u>表示しなければならない。</u></p> <p>6.1.3 表示禁止事項</p>

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- a) **6.1.1**の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) (略)

6.2 目視等級区分構造用製材の表示

6.2.1 表示事項

目視等級区分構造用製材の表示事項については、次による。

- a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。
 - 1)～4) (略)
 - 5) 製造業者等の氏名又は名称
- b) a)2)若しくはa)3)又はこれらの双方の表示を格付の表示から省略する場合にあっては、品名を表示しなければならない。
- c) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、a)及びb)に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。
- d) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、a)～c)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。
- e) 材面の美観について選別した旨の表示をするものにあつては、a)～d)に規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示しなければならない。
- f) 束に表示する場合にあっては、a)～e)に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

6.2.2 表示の方法

6.2.2.1 事項の表示

6.2.1 a)～e)に掲げる事項の表示は、次による。

- a)～c) (略)
- d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字の後に輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。
- e) 品名 “目視等級区分構造用製材”、“目視構造用”又は“VGL”と記載しなければならない。
- f)～i) (略)

6.2.2.2 事項の表示箇所

6.2.1の表示は、各本の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、各束に表示してもよい。

6.2.3 (略)

6.3 機械等級区分構造用製材の表示

6.3.1 表示事項

機械等級区分構造用製材の表示事項については、次による。

- a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。
 - 1)～4) (略)
 - 5) 製造業者等の氏名又は名称
- b) a)2)を格付の表示から省略する場合にあっては、品名を表示しなければならない。

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- a) **6.1.2**の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) (略)

6.2 目視等級区分構造用製材の表示

6.2.1 表示事項

次による。

- a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - 1)～4) (略)
 - 5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 (新設)
- b) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、6.2.1 a)に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。
- c) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、6.2.1 a)及び6.2.1 b)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。
- d) 材面の美観について選別した旨の表示をするものにあつては、6.2.1 a)～6.2.1 c)に規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示しなければならない。
- e) 束に表示する場合にあっては、6.2.1 a)～6.2.1 d)に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

6.2.2 表示の方法

6.2.2.1 事項の表示

6.2.1 a) 1)～4)及び6.2.1 b)～6.2.1 d)に掲げる事項の表示は、次による。

- a)～c) (略)
- (新設)
- d)～g) (略)

6.2.2.2 事項の表示箇所

6.2.1に規定する事項は、各本に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、束ごととしてもよい。

6.2.3 (略)

6.3 機械等級区分構造用製材の表示

6.3.1 表示事項

次による。

- a) 表示事項 次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - 1)～4) (略)
 - 5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 (新設)

c) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、**a)及びb)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

d) 材面の美観について選別した旨の表示をするものにあつては、**a)～c)**に規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示しなければならない。

6.3.2 表示の方法

6.3.2.1 事項の表示

6.3.1に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) **製造業者等の氏名又は名称** 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字の後に輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

e) **品名** “機械等級区分構造用製材”、“機械構造材”又は“MGL”と記載しなければならない。

f)・g) (略)

h) **材面の美観** 材面の美観を表示する場合にあつては、**表2**に規定する材面の品質の基準〔曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。〕以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、“四方無節”、“三方無節”、“二方無節”若しくは“一方無節”、“四方上小節”、“三方上小節”、“二方上小節”若しくは“一方上小節”、“四方小節”、“三方小節”、“二方小節”若しくは“一方小節”又は“並”と記載しなければならない。ただし、“四方”にあつては“□”と、“三方”にあつては“□”と、“二方”にあつては“┌又は┐”と、“一方”にあつては“└”と記載してもよい。

6.3.2.2 事項の表示箇所

6.3.1の表示は、各本の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあつては、**各束に表示してもよい**。

6.3.3 (略)

6.4 下地用製材の表示

6.4.1 表示事項

下地用製材の表示事項については、次による。

a) 次に掲げる事項を**一括して**表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) **製造業者等の氏名又は名称**

b) **a)2)**を格付の表示から省略する場合にあつては、**品名**を表示しなければならない。

c) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、**a)及びb)**に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。

d) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、**a)～c)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

e) 束に表示する場合にあつては、**a)～d)**に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

6.4.2 表示の方法

b) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、**6.3.1 a)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

c) 材面の美観について選別した旨の表示をするものにあつては、**6.3.1 a)及び 6.3.1 b)**に規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示しなければならない。

6.3.2 表示の方法

6.3.2.1 事項の表示

6.3.1 a) 1)～4)、 6.3.1 b)及び 6.3.1 c)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

(新設)

(新設)

d)・e) (略)

f) **材面の美観** 材面の美観を表示する場合にあつては、**表2**に規定する材面の品質の基準〔曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。〕以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、“四方無節”、“三方無節”、“二方無節”若しくは“一方無節”、“四方上小節”、“三方上小節”、“二方上小節”若しくは“一方上小節”、“四方小節”、“三方小節”、“二方小節”若しくは“一方小節”又は“並”と記載すること。ただし、“四方”にあつては“□”と、“三方”にあつては“□”と、“二方”にあつては“┌又は┐”と、“一方”にあつては“└”と記載してもよい。

6.3.2.2 事項の表示箇所

6.3.1に規定する事項は、各本に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあつては、**束ごととしてもよい**。

6.3.3 (略)

6.4 下地用製材の表示

6.4.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) **製造業者又は販売業者の氏名又は名称****その他製造業者又は販売業者を表す文字**

(新設)

b) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、**6.4.1 a)**に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。

c) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、**6.4.1 a)及び 6.4.1 b)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

d) 束に表示する場合にあつては、**6.4.1 a)～6.4.1 c)**に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

6.4.2 表示の方法

6.4.2.1 事項の表示

6.4.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字の後に輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

e) 品名 “下地用製材”又は“下地材”と記載しなければならない。

f)・g) (略)

6.4.2.2 事項の表示の箇所

6.4.1 の表示は、各本、各枚又は各束の、見やすい箇所に明瞭に示さなければならない。

6.4.3 (略)

6.5 広葉樹製材の表示

6.5.1 表示事項

広葉樹製材の表示事項については、次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者等の氏名又は名称

b) a) 2)を格付の表示から省略する場合にあつては、品名を表示しなければならない。

c) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、a)及び b)に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。

d) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、a)～c)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

e) 束に表示する場合にあつては、a)～d)に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

6.5.2 表示の方法

6.5.2.1 事項の表示

6.5.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字の後に輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

e) 品名 “広葉樹製材”又は“広葉樹材”と記載しなければならない。

f)・g) (略)

6.5.2.2 事項の表示の箇所

6.5.1 の表示は、各本、各枚又は各束の、見やすい箇所に明瞭に示さなければならない。

6.5.3 (略)

附属書 A

6.4.2.1 事項の表示

6.4.1 a) 1)～3)、6.4.1 b)及び6.4.1 c)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

(新設)

(新設)

d)・e) (略)

6.4.2.2 事項の表示の箇所

6.4.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.4.3 (略)

6.5 広葉樹製材の表示

6.5.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称 その他製造業者又は販売業者を表す文字

(新設)

b) 乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、6.5.1 a)に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。

c) 保存処理を施した旨の表示をするものにあつては、6.5.1 a)及び6.5.1 b)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

d) 束に表示する場合にあつては、6.5.1 a)～6.5.1 c)に規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

6.5.2 表示の方法

6.5.2.1 事項の表示

6.5.1 a) 1)～3)、6.5.1 b)及び6.5.1 c)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

(新設)

(新設)

d)・e) (略)

6.5.2.2 事項の表示の箇所

6.5.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束に見やすい箇所に明瞭に表示しなければならない。

6.5.3 (略)

附属書 A

(規定)

試験試料の採取・試験結果の判定

A.1 (略)

A.2 試験結果の判定

A.2.1 (略)

A.2.2 JAS 1083-2 の 5.3 曲げ試験の判定

JAS1083-2 の 5.3 の曲げ試験にあつては、a)及び b)のいずれの条件も満たす場合は合格とし、それ以外のときは不合格とする。

a) (略)

b) 平均の基準 いずれかの条件を満たしている。

1) 製材の 1 荷口から抜き取られた試験製材の曲げヤング係数の平均値が、表 14 の格付しようとする等級の①の基準値 (以下 A.2.2 において「①の基準値」という。) 以上にある。

2)・3) (略)

A.2.3 (略)

附属書 B (略)

日本農林規格

JAS

1083-2 : 2026

製材—第 2 部 : 試験方法 (略)

(規定)

試験試料の採取・試験結果の判定

A.1 (略)

A.2 試験結果の判定

A.2.1 (略)

A.2.2 JAS 1083-2 の 5.3 曲げ試験の判定

JAS1083-2 の 5.3 の曲げ試験にあつては、a)及び b)のいずれの条件も満たす場合は合格とし、それ以外のときは不合格とする。

a) (略)

b) 平均の基準 いずれかの条件を満たしている。

1) 製材の 1 荷口から抜き取られた試験製材の曲げヤング係数の平均値が、格付しようとする等級の①の基準値 (以下 A.2.2 において「①の基準値」という。) 以上にある。

2)・3) (略)

A.2.3 (略)

附属書 B (略)

日本農林規格

JAS

1083-2 : 2025

製材—第 2 部 : 試験方法 (略)